

# 文化財調査委員会

## 調査目録及び解題

### 曹洞宗文化財調査委員会

No. 373

四七三 秋田109 龍門寺(続)

#### 〈文書〉

25 「借用証文等」 一包(状二三通)

(1) 借用証文之事 状一通

(2) 証文之事 状一通

嘉永四年(一八五二) 二月、龍門寺より佐佐部市右衛門殿宛。

(3) 証文之事 状一通

嘉永四年二月、龍門寺より岩井伝八郎殿宛。

(4) 借用証文之事 状一通

嘉永五年(一八五三) 正月二六日、龍門寺役寮より神坂清右衛門殿宛。

(5) 借用証文之事 状一通

嘉永五年五月、龍門寺より駒木根直太夫殿外一名宛。

(6) 証文之事 状一通

嘉永五年六月、龍門寺より駒木根直太夫殿外一名宛。

(7) 証文之事 状一通

嘉永五年七月二三日、龍門寺役寮外三カ寺より和泉屋七之助殿宛。

(8) 借用証文之事 状一通

嘉永五年八月、龍門寺外一カ寺より爪生与五左衛門殿宛。

(9) 「拝借金上納受取ニ付覚」 状一通

嘉永五年十一月、石塚寛左衛門より龍門寺御役僧中宛。

(10) 「金子受取ニ付覚」 状一通

嘉永五年二月朔日、爪生与五左衛門より龍門寺御役僧中宛。

(11) 借用証文之事 状一通

嘉永六年(一八五三) 五月朔日、龍門寺看司太平寺外一カ寺より奥村利市郎殿外一名宛。太平寺(由利本荘市岩城赤平字鶴

卷)は当寺末寺。

(12) 借用証文之事 状一通

嘉永六年七月、龍門寺外二カ寺より駒木根直太夫殿宛。

(13) 借用証文之事 状一通

安政二年(一八五五) 四月、龍門寺外一カ寺より作佐部市右衛門様宛。

(14) 借用証文之事 状一通

門様宛。

(14) 「金子書付」 状一通

子年六月八日。

(15) 拝借証文之事 状一通

子年八月二五日、龍門寺より有賀三郎助殿宛。

(16) 「金子受取ニ付覚」 状一通

子年一月一六日、石塚官左衛門より龍門寺御役僧中様宛。

(17) 「金子受取ニ付覚」 状一通

子年二月二七日、□所より龍門寺御使中宛。

(18) 「借用証文之事・納米書付覚」 状二通

①・②を一括

① 借用証文之事 状一通

亥年二月二四日、龍門寺役寮より八百屋□右衛門殿宛。

② 「納米書付覚」 状一通

亥年二月、龍門寺役寮より御米屋年番中様宛。

(19) 「借用証文之事・納米書付覚」 状二通

①・②を一括

① 借用証文之事 状一通

亥年二月二四日、龍門寺副司より狩野七之助殿宛。

② 「納米書付覚」 状一通

亥年二月、龍門寺役寮より御米屋年番中様宛。

(20) 有賀三郎助書状 状一通

年未詳(近世) 九月晦日、方丈様御侍者中宛。

(21) 有賀三郎助書状 状一通

年未詳(近世) 九月晦日、龍門寺様御役僧中宛。

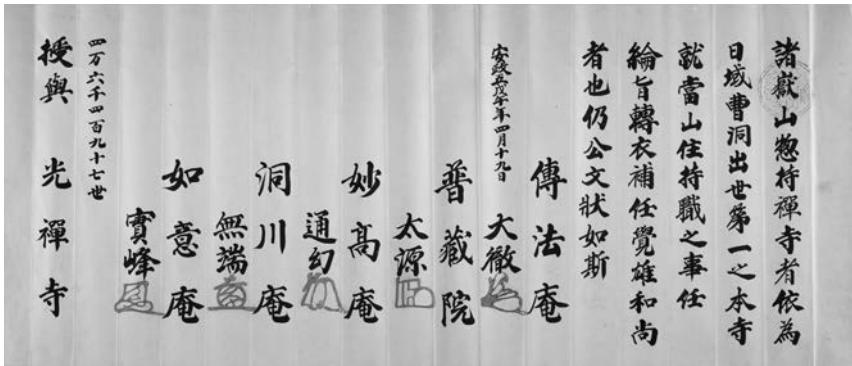
26 奉願離檀書一札之事 状一通

安政四年(一八五七) 二月、松本村檀頭惣代三太郎外一名より龍門寺御役寮宛。当寺末寺の西林寺(由利本莊市松本寺ノ下)の檀家今町儀三郎の弟の件。

27 惣持寺出世公文 状二通

安政五年(一八五八) 四月一九日、授与光禪寺宛。四六四九七世。雄道一山(光禪寺二四世、当寺三四世)の弟子、一毛寛雄(一九〇一寂)の転衣補任の件。光禪寺は由利本莊市松ヶ崎字光禪寺前。納富常天外一名編『住山記―總持禪寺開山以来住持之次第―』本編

諸嶽山惣持禪寺者依為日域曹洞出世第一之本寺就當山住持職之奉任繪旨轉衣補任覺雄和尚者也仍公文狀如斯



〈文書〉 27 惣持寺出世公文

(大本山總持寺、平成二三年)の九四三頁参照。『住山記』では「光福寺」とする。

28 普藏院輪住請狀 状一通

安政五年八月一六日、普藏院衝宗より呈投

龍門寺宛。翌年仲秋の輪住を請う。当寺三世

世是道英苗(一八六三寂)に宛てたもの。衝

宗佛天(一九〇一寂)は總持寺普藏院輪住、

増參寺(静岡県磐田市匂坂中)の二三世。納

富常天編前掲書の六四頁参照。

29 惣持寺五院住持職請狀 状一通

戊午年(安政五年)仲秋(八月)一六日、

龍門寺宛。五院住持の輪住年より年代比定。

翌年の住持職の請狀。

30 〔条書〕 状一通

安政五年一〇月、染屋半左衛門より、当寺

三〇世天外達道(一八七八寂)宛。

31 山内井門前地御改帖 一冊

安政五年一二月、町奉行在役中井上泰太郎

外五名より、龍門寺・閑居地・門前地の広さ

を記す。

32 差上申一札之事 状一通

安政六年(一八五九)四月、染屋半左衛門

より龍門寺様御役寮中様宛。隣接する境内地の件。

33 惣持寺住持職請狀 状一通

安政六年八月一三日、諸獄山惣持現方丈太

源衝宗より普藏院是道和尚宛。是道英苗(一

八六三寂)の總持寺普藏院輪住の件。英苗は

当寺三世。

34 〔岩城家カ達書〕 一包(状二通)

(1)と(2)を包紙に一括。

(1) 岩城家カ達書 状二通

文久二年(一八六二)二月、龍門寺英苗

江宛。是道英苗は当寺三世。隠居の件。

(2) 岩代家カ達書 状一通

文久二年二月、龍門寺英苗江宛。憲正院

の御焼香と隠居の件。

35 駒木根肇書狀 状一通

(文久三年(一八六三)七月一八日、龍

門寺宛。五院住持の輪住年及び、本文中の

「英苗就遷化」の記載より年代比定。

36 寺録帳 一冊

文久三年九月

龍門寺三世(是道英苗)代の納米などを

まとめる。

37 寺内人別御改ニ付書上帳 一冊

元治元年(一八六四)七月、龍門寺看司太

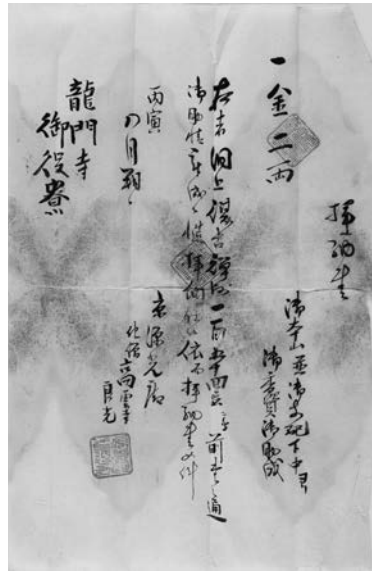
平寺龍光より小川源兵衛殿外二名宛。西山龍

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を『曹洞宗報』誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史の実態をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長になりませんよう重ねてお願いいたします。

(出版部)



御領石持村今田兵三郎外四名より龍門寺様御役寮宛。鷲泉寺の件。前項〈文書38〉の内容を檀家物代らが願う旨。

40 本山役員書付 状一通  
乙丑年(慶応二年)へ一三六五)四月二八日、(羽州亀田龍門寺)宛。包紙には「鷲泉寺より願書、本山に相窺御書付」とある。

41 拝納書 状一通  
丙寅年(慶応二年)へ一八六六)八月朔日、京源光庵化僧高雲寺良光より龍門寺御役寮宛。香資拝納の証書。金二兩。本文中の「洞上復古禪師一百五十回忌」の記載より年代比定。洞上復古禪師は源光庵(京都市北区鷹峯北鷹峯町)開山の卍山道白(一六三六〜一七一五)のこと。

(2) 永平寺触書 状一通  
慶応四年六月、羽州亀田龍門寺宛。学寮創立に関する件。太政官布告により宗規一新の旨。  
(3) 口上 状一通  
年末詳(近世カ)六月二〇日、監院より龍門寺方丈宛。禅林寺・龍源寺・永泉寺の三ヶ寺御用状の問い合わせ。  
(4) 拙録并支配下寺院本末調帳(雛形)一冊  
年月日未詳(近世)、何州何々寺より惣御本山御役寮宛。  
(以上資料解題 委員 佐藤秀孝)

光(一八六九寂)は当寺末寺の太平寺(由利本莊市岩城赤平字鶴巻)一九世。龍門寺および末寺一九ヶ寺の僧と下男の人数を記す。

38 奉願口上之覚 状一通

元治二年(一八六五)三月一〇日、拙寺末山矢島領玉米村蔵立寺秀岳外二名より龍門寺御役寮宛。鷲泉寺(秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢)本寺職の件の御窺い。寶山秀岳(一八九六寂)は蔵立寺(由利本莊市東由利蔵字蔵)の二五世。包紙は次項〈文書39〉のもの。

39 奉願口上之覚 状一通

元治二年三月一〇日、鷲泉寺檀家物代秋田

42 「永平寺触書等」一包(状三通・一冊)  
(1) 永平寺監院触書 状一通  
慶応四年(一八六八)六月、出羽亀田龍門寺宛。紙片あり。御一新に際して録司のこと。

本誌掲載資料の閲覧等について  
本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を希望する場合には、お問い合わせの上、所定の書式によって申請してください。  
○お問い合わせ先  
〒一五四―八五二五  
東京都世田谷区駒沢一―二三一―  
駒澤大学内  
曹洞宗文化財調査委員会事務局宛  
電話・FAX ○三一六四三二―一五一一